

# 国直轄除染の進捗状況概要 (平成28年6月30日時点)

平成28年7月22日  
環境省

## 主なトピックス

- 1日あたり最大15,500人規模（6月1日～6月30日）で除染を実施中
- 除染アーカイブサイト開設・・・

### 1. 面的除染を実施中の市町村（平成29年3月までに全ての面的除染を終了することが目標）

	仮置場等の確保 注1	除染の同意取得	実施率 (%) 注2,3			
			宅地	農地	森林	道路
飯舘村	確保済み	99.6%	100	74 (62)	97 (96)	72 (62)
南相馬市	確保済み	92%	96 (95) 【100】	36 (35)	63 (62)	39 (39)
浪江町	94%	97%	71注4 (63)	42 (39)	91 (83)	73 (71)
富岡町	確保済み	終了	100	99 (99)	100	99.9

### 2. 面的除染が終了した市町村

	除染終了時期 注5
田村市	平成25年 6月
楡葉町	平成26年 3月
川内村	平成26年 3月
大熊町	平成26年 3月
葛尾村	平成27年12月
川俣町	平成27年12月 注6
双葉町	平成28年 3月

注1) 仮置場等の確保率は、必要とされる仮置場面積に対し、借地契約済みの仮置場面積が占める割合。除染工事の進捗に応じて、仮置場の必要面積の増減が発生することがあり、その場合、確保率の割合が増減することがある。

注2) 実施率は、当該市町村において除染を実施できる条件が整った面積等に対し、一連の除染行為（除草、堆積物除去、洗浄等）が終了した面積等が占める割合。「除染を実施できる条件が整った面積等」「一連の除染行為が終了した面積等」は、いずれも今後の精査によって変わりうる。実施率の算出には、原則として帰還困難区域は含まない。  
南相馬市の宅地における【】内は、平成27年度までに除染を行える環境が整った画地数に係る実施率。残りについては平成28年度に実施予定。

注3) 「実施率」欄の括弧内は前月時点のもの。前月から変化がない場合、括弧書きは省略。

注4) 今月から他の自治体と同様に宅地件数で整理。

注5) 除染終了時期は、各市町村の除染実施計画における除染対象のうち、同意を得られたものに対する面的除染が終了した時期を記載。なお、同意を得られず面的除染の対象とならなかった場合でも、最終的に同意が得られれば、除染を実施する予定。

注6) 平成27年9月の豪雨災害で被災した農地の一部等を除く。